第二〇一回

衆第一九号

特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案 (趣旨)

第一条 この法律は、特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようにするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この法律において「特定給付金等」とは、国民生活及び国民経済に甚大な影響を 及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に行政機関等(行政機関(行政 機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第一 項に規定する行政機関をいう。)、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の 保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規 定する独立行政法人等をいう。)その他の行政事務を処理する者のうち政令で定めるも のをいう。以下同じ。)が給付する金銭若しくは物品であって政令で指定するもの又は 経済事情の急激な変動による影響を緩和するために行政機関等が給付する金銭若しくは 物品であって政令で指定するものをいう。
- 2 この法律において「給付名簿」とは、特定給付金等の給付を実施するための基礎とする名簿をいう。
- 3 この法律において「給付名簿情報」とは、給付名簿に記載(次条第二項の規定により 磁気ディスクをもって調製する給付名簿にあっては、記録。第四条において同じ。)を された情報をいう。
- 4 この法律において「口座名簿」とは、特定給付金等その他の公的給付又は国税に係る 還付金等の振込みに利用することができる預金口座又は貯金口座に係る名簿をいう。
- 5 この法律において「口座名簿情報」とは、口座名簿に記載(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する口座名簿にあっては、記録。同条第一項及び第七条において同じ。)をされた情報をいう。

(給付名簿の作成)

- 第三条 行政機関等の長は、特定給付金等を給付しようとするときは、政令で定めるところにより、当該特定給付金等に係る給付名簿を作成するものとする。
- 2 給付名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一 定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第六条第三項において同じ。) をもって調製することができる。

(給付名簿の記載事項)

第四条 給付名簿には、特定給付金等を受けるべき者に関する次に掲げる事項について記

載をする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。第七条第四号において同じ。)
- 五 電話番号、電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。 第七条第五号において同じ。)その他の連絡先
- 六 特定給付金等として金銭を給付する場合にあっては、預金口座又は貯金口座に係る金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。第七条第六号において同じ。)及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号並びに預金口座又は貯金口座の名義人の氏名七 その他政令で定める事項

(給付名簿情報の管理)

第五条 行政機関等の長は、政令で定めるところにより、給付名簿情報を適切に管理する ものとする。

(口座名簿の作成)

- 第六条 内閣総理大臣は、給付名簿情報の正確性の確保並びに第三条第一項の規定による 給付名簿の作成及び前条の規定による給付名簿情報の管理に関する事務の効率的な処理 に資するため、政令で定めるところにより、次条各号に掲げる事項に係る情報の口座名 簿への記載を希望する旨の個人の申出に基づき、口座名簿を作成するものとする。
- 2 前項の申出は、内閣府令で定めるところにより、当該申出をする者の使用に係る電子 計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて内 閣総理大臣の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- 3 口座名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもって調製することができる。
- 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手続が行われる際に当該手続を行う者から 次条各号に掲げる事項に係る情報を取得するときは、当該手続を行う者の同意を得て、 当該情報を内閣総理大臣に提供することができる。この場合において、当該同意をした 者は、第一項の申出をしたものとみなす。
 - 一 国税庁長官 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百二十二条第一項の規定による申告書の提出その他の内閣府令で定める手続
 - 二 厚生労働大臣 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十六条の請求その

他の内閣府令で定める手続

三 地方公共団体の長 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の 規定による認定の請求、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定に よる認定の請求その他の内閣府令で定める手続

(口座名簿の記載事項)

- 第七条 口座名簿には、前条第一項の申出をした者(同条第四項後段の規定により申出を したものとみなされる者を含む。)に関する次に掲げる事項について記載をする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 住所
 - 四 個人番号
 - 五 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 六 預金口座又は貯金口座に係る金融機関等及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及 び口座番号並びに預金口座又は貯金口座の名義人の氏名
 - 七 その他政令で定める事項

(口座名簿情報の管理)

第八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、口座名簿情報を適切に管理するも のとする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改 正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

確実な給付のための給付名 簿等の作成等に関する法律 (令和二年法律第▼▼▼ 号) 第三条第一項に規定す る行政機関等の長

百 特定給付金等の迅速かつ 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給 付名簿等の作成等に関する法律による給付名簿 (同法第二条第二項に規定する給付名簿をい う。別表第二の百二十一の項において同じ。) の作成又は給付名簿情報(同条第三項に規定す る給付名簿情報をいう。同表の百二十一の項に おいて同じ。) の管理に関する事務であって主 務省令で定めるもの

百一 内閣総理大臣 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給

г			T				
						律による口座名簿	
						する口座名簿をい	
						報(同条第五項に	
						。)の管理に関す	
L			る事務で	あって主務省を	令で定	めるもの	
ļ	別表第二の三十の項中						
Γ	厚生労働大臣若しくは日	本	年金給付関	係情報であって	て主務	省令で定めるもの	
	年金機構又は共済組合等	į.				J	
を							
Γ	市町村長		地方税関係	情報、住民票	関係情	報、児童手当関係	
						報であって主務省	
			令で定める		, G	1,000	
	社会福祉協議会		社会福祉法	による生計困	難者に	対して無利子又は	
						施に関する情報で	
			あって主務	省令で定める	もの		
	厚生労働大臣若しくは日	本	年金給付関	係情報であって	て主務	省令で定めるもの	
	年金機構又は共済組合等	5					
に		1					
Г	市町村長		住民要関係	情報 児音毛	当関係:	情報又は介護保険	
·	111-111176					令で定めるもの	ĺ
を				IH TK CUJ J C	T-1/1 E	11 (15 60 60 00 00)	
<u>ح</u>			11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	然のコナン	rsh + + , } , ,	44/10/2010/44/1	
- 1	内閣総理大臣					給付のための給付し	
						七条第六号に規定	
						」という。)であし、	
			つく土務有	令で定めるもの	(/)		
(Ci	改め、同表の七十九の項中						
Γ	厚生労働大臣	失業	等給付関係	情報であって	主務省	令で定めるもの」」	
を							
Γ	市町村長	地方	税関係情報	であって主務	省令で	定めるもの	
	厚生労働大臣	失業	等給付関係	情報であって	主務省	令で定めるもの	
	内閣総理大臣	口座	関係情報で	あって主務省を	令で定	めるもの	
にi	に改め、同表の九十六の項中						
Γ	市町村長	住民	:票関係情報	であって主務	省令で	定めるもの」	
を							
Γ	市町村長	住民	·	であって主務	省会で	定めるもの	
	内閣総理大臣			あって主務省			
l.T.i	改め、同表に次のように加						
, _ ,			金等の迅速	市町村長	栅	方税関係情報であ	
			よ給付のた	111111111		て主務省令で定め	
			お簿等の作			もの	
			トる法律に		ه.		
			る海の作成				
			お簿情報の				
			日毎旧報の				

る法律第三条 管理に関する事務で

第一項に規定 する行政機関 等の長	あって主務省令で定 めるもの		
		内閣総理大臣	口座関係情報であっ て主務省令で定める もの

(住民基本台帳法の一部改正)

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一中一の十の項を一の十二の項とし、一の二の項から一の九の項までを二項ず つ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二 国の機関又は法人	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付 名簿等の作成等に関する法律(令和二年法律第▼ ▼▼号)による同法第三条第一項の給付名簿の作 成又は同法第五条の給付名簿情報の管理に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 内閣府	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付 名簿等の作成等に関する法律による同法第六条第 一項の口座名簿の作成又は同法第八条の口座名簿 情報の管理に関する事務であつて総務省令で定め るもの

別表第二中一の八の項を一の九の項とし、一の七の項を一の八の項とし、一の六の項を一の七の項とし、一の五の項の次に次のように加える。

一の六 市町村長その他の執	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付
行機関	名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第
	一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿
	情報の管理に関する事務であつて総務省令で定め
	るもの

別表第三中一の五の項を一の六の項とし、一の四の項の次に次のように加える。

一の五 都道府県知事その他	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付
の執行機関	名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第
	一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿
	情報の管理に関する事務であつて総務省令で定め
	るもの

別表第四中一の九の項を一の十の項とし、一の六の項から一の八の項までを一項ずつ 繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六 市町村長その他の執	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付
行機関	名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第
	一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿
	情報の管理に関する事務であつて総務省令で定め
	るもの

別表第五中第一号の五を第一号の六とし、第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法 律による同法第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿情報の管理 に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第六中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項 を二の項とし、同項の前に次のように加える。

機関

都道府県知事以外の執行┃特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付 名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第 - 項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿 情報の管理に関する事務であつて総務省令で定め

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の一部を次の ように改正する。

附則第五十条のうち住民基本台帳法別表第一の一の八の項の改正規定中「別表第一の 一の八の項」を「別表第一の一の十の項」に改める。

(漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う調整規定)

第五条 この法律の施行の日が漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日以後となる 場合には、前条の規定は、適用しない。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第六条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部 を次のように改正する。

附則第十四条のうち住民基本台帳法別表第四の一の九の項の改正規定中「別表第四の 一の九の項」を「別表第四の一の十の項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の五の次に次の一号を加える。

十四の六 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する 法律(令和二年法律第▼▼▼号)第二条第一項に規定する特定給付金等の指定に関 すること、同条第二項に規定する給付名簿及び同条第三項に規定する給付名簿情報 に関すること、同法第六条第一項の規定による口座名簿の作成に関すること並びに 同法第八条の規定による口座名簿情報の管理に関すること(他省の所掌に属するも のを除く。)。

(政令への委任)

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第九条 政府は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五 号)附則第十二条第四項の検討を行うに当たっては、緊急時において行政機関等の事務 の正確性の確保及び効率化を通じて迅速かつ確実に給付金の給付を行うことができるよ

うにすること、災害時においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払が確実に行われるようにすること、相続時において相続人の負担を軽減すること等の観点を踏まえるとともに、預金保険機構の役割も含め早期に当該検討の結果を得、当該結果に基づき、この法律の施行後一年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、地方公共団体が住民に関する事務を処理するための情報システムに係る規格 の整備及び互換性の確保のための措置について速やかに検討を加え、その結果に基づき、 必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律 の施行の状況を勘案し、特定給付金等が受給権者に一層迅速かつ確実に給付されるよう にするための方策、受給権者が特定給付金等をより簡便な方法で受けることができるよ うにするための方策等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるも のとする。

理 由

特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようにするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、令和二年度約百億円の見込みである。